

尼崎市障害福祉サービス等確保支援事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の発生・流行による影響下において、障害福祉施設等が感染機会を減らしつつ、障害者及び障害児に必要なサービス又は支援（以下「サービス等」という。）を継続して提供できるよう、通常のサービス等の提供時では想定できない、かかり増し経費等に対して支援を行うことで、障害福祉施設等における支援体制を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該の各号に定めるところによる。

- (1) 障害福祉施設等 別表第1に掲げる事業所及び施設をいう。
- (2) 障害福祉サービス等事業所 通所系サービス事業所、短期入所サービス事業所及び訪問系サービス事業所の総称をいう。

（補助事業）

第3条 この要綱に基づいて実施するサービス等の確保支援事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) サービス等の継続支援事業
- (2) サービス等の継続に係る協力支援事業

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条各号に規定する補助事業の実施に係る費用であって、別表第2の①欄に掲げる費用とする。

（実施対象者）

第5条 補助事業の実施の対象となる者（以下「実施対象者」という。）は、市から指定事業者の指定を受けた障害福祉施設等（施設入所支援にあっては、市内に設置する施設をいう。）の事業者又は設置者（以下「事業者等」という。）であって、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第3条第1号に掲げる補助事業の実施対象者は、以下のいずれかに該当する障害福祉施設等の事業者等とする。
 - ア 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した障害福祉施設等（職員に感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。以下同じ）が発生し、職員が不足した場合を含む。）

イ 感染者と接触があった者に対応した短期入所サービス事業所、訪問系サービス事業所及び障害者支援施設等

ウ 感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設等（ア、イの場合を除く。一定の要件を含む具体的な取扱いについては、別添1に規定する。）

エ 「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について」（令和5年4月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）に基づき、できる限りの支援（利用者の居宅への訪問によるサービス等に限る。）を行った通所系サービス事業所（アの場合を除く。）

（2）第3条第2号の補助事業の実施対象者は、以下のいずれかに該当する障害福祉施設等の利用者に必要なサービスを確保する観点から、当該利用者の積極的な受け入れ又は応援職員の派遣を行うことで協力した障害福祉施設等の事業者等とする。

ア 利用者又は職員に新型コロナウイルスの感染者が発生した障害福祉施設等（職員に感染者と接触があった者が発生し、職員が不足した場合を含む。）

イ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業（各事業者が定める運営規程の営業日において、営業しなかった日（利用者の居宅への訪問によるサービス等のみを提供する場合を含む。）が連続3日以上の場合をいう。）した障害福祉サービス等事業所

（補助対象者）

第6条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条各号に規定する実施対象者であって、別表第2の②欄に掲げる障害福祉施設等の事業者等とする。

（補助の基準及び金額）

第7条 市長は、別表第3に規定する基準により補助金の額を算定し、予算の範囲内において、交付するものとする。

（補助金の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、障害福祉サービス等確保支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要な書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付を行

うことを決定したときは、障害福祉サービス等確保支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知し、補助金を交付することとし、補助金の交付を行わないことを決定したときは、障害福祉サービス等確保支援事業補助金却下決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付の取消し等）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付の決定を取り消し、又は交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 他の法令等に基づく国、都道府県、市町村又はその他団体等の同様の補助金を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により取消しを行ったときは、障害福祉サービス等確保支援事業補助金交付取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に支給されているときは、障害福祉サービス等確保支援事業補助金返還命令書（様式第5号）により、当該交付を受けた者に対し、その返還を命じるものとする。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行の期日）

- 1 この要綱は、令和2年6月5日から施行する。
（補助対象者の適用について）
- 2 要綱第6条に規定する補助対象者は、令和2年4月1日以降に補助事業を実施した障害福祉施設等の事業者等に適用する。

附 則

（施行の期日等）

- 1 この要綱は、令和3年9月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

（施行の期日等）

- 1 この要綱は、令和4年7月21日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(補助対象者の適用について)

- 2 要綱第6条に規定する補助対象者は、令和3年4月1日以降に補助事業を実施した障害福祉施設等の事業者等に適用する。

附 則

(施行の期日等)

- 1 この要綱は、令和5年6月6日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年7月21日改正の要綱第3条に規定する補助事業（令和4年4月1日から令和5年5月7日実施分に限る。）に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

別表第1（第2条第1号関係）

障害福祉施設等

事業所及び施設の種別	提供するサービス等の種別
障害福祉サービス等 事業所	通所系サービス事業所
	短期入所サービス事業所
	訪問系サービス事業所
障害者支援施設等	施設入所支援、共同生活援助（介護サービス包括型・日中サービス支援型・外部サービス利用型）
相談支援事業所	計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援

別表第2（第4条及び第6条関係）

補助対象経費及び補助対象者

補助事業	補助対象経費 ①		補助対象者 ②
1. サービス等の継続支援事業	(1)サービス継続に必要な取組	<p>ア 緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり、障害者支援施設等に限る。）</p> <p>イ 施設・事業所の消毒・清掃費用</p> <p>ウ 感染症廃棄物の処理費用</p> <p>エ 感染者又は感染者と接触があった者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用</p>	障害福祉サービス等事業所 障害者支援施設等 相談支援事業所
	(2)代替サービス等を提供する取組	<p>ア 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費、損害賠償保険の加入費用</p> <p>イ 代替場所の確保費用（使用料）</p> <p>ウ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金</p> <p>エ 代替場所や利用者宅への旅費</p> <p>オ 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用</p> <p>カ 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）</p>	障害福祉サービス等事業所 障害者支援施設等 相談支援事業所
	(3)クラスター発生の未然防止に係る取組	一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり）	障害者支援施設等
	(4)居宅の訪問によりサービス等を提供する取組	<p>ア 代替サービス提供に伴う緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用</p> <p>イ 代替場所の確保費用（使用料）</p>	通所系サービス事業所

		<p>ウ 居宅介護事業所に所属する居宅介護職員による同行指導への謝金</p> <p>エ 代替場所や利用者宅への旅費</p> <p>オ 利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要となる車や自転車のリース費用</p> <p>カ 通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）</p> <p>※ア～カの費用は、代替サービス提供期間の分に限る。</p>	
2．サービス等の継続に係る協力支援事業	利用者受入や職員の応援派遣に係る取組	追加で必要な人員確保のための緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介料、旅費・宿泊費、損害賠償保険の加入費用	障害福祉サービス等事業所 障害者支援施設等 相談支援事業所

別表第3（第7条関係）

補助の基準及び金額

補助事業実施対象者 補助対象経費 補助対象者 の区分 (サービス種別)	サービス等の 継続支援事業		サービス等の継続に 係る協力支援事業
	第5条第1号ア～ウに 該当する事業者等	第5条第1号エに 該当する事業者等	第5条第2号に 該当する事業者等
通所系 サービス事 業所	療養介護	1,978 千円	1,978 千円
	生活介護	631 千円	631 千円
	自立訓練 (機能訓練)	288 千円	288 千円
	自立訓練 (生活訓練)	228 千円	228 千円
	就労移行支援	221 千円	221 千円
	就労継続支援 (A型)	279 千円	279 千円
	就労継続支援 (B型)	294 千円	294 千円
	児童発達支援	271 千円	271 千円
	医療型 児童発達支援	172 千円	172 千円
	放課後等 デイサービス	257 千円	257 千円
短期入所サービス事業所		146 千円	—
障害者 支援施設 等	施設入所支援	1,013 千円	—
	共同生活援助 (介護サービス包括型)	335 千円	—
	共同生活援助 (日中サービス支援型)	259 千円	—
	共同生活援助 (外部サービス利用型)	150 千円	—
訪問 事業所 サービス	居宅介護	107 千円	—
	重度訪問介護	175 千円	—
	同行援護	60 千円	—

訪問系 サービス 事業所	行動援護	106 千円	—	41 千円
	就労定着支援	35 千円	—	17 千円
	自立生活援助	19 千円	—	9 千円
	居宅訪問型 児童発達支援	30 千円	—	11 千円
	保育所等 訪問支援	35 千円	—	13 千円
相談支援事 業所	計画相談支援	50 千円	—	25 千円
	地域移行支援	36 千円	—	18 千円
	地域定着支援	38 千円	—	19 千円
	障害児相談支援	37 千円	—	18 千円
補助金の算定に あたっての留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の基準単価は、1 事業所又は1 施設における補助上限額とする。ただし、特別な事情により基準単価を超えて助成する必要がある場合は、個別協議の上、市長が必要と認める場合に限り、上記の基準単価に2 を乗じた額まで助成することができる（具体的な取扱いについては、別添2 に規定する）。 ・ 事業所又は施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出（見込）額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・ 多機能型事業所を含め、複数サービスの指定を受けている障害福祉サービス等事業所については、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。 ・ 1 事業所又は1 施設に対して、第3条各号に掲げる補助事業の両方を助成することができる。 			

別添1（第5条関係）

尼崎市障害福祉サービス等確保支援事業実施要綱第5条第1号のウに規定する「感染等の疑いのある利用者又は職員に対し、一定の要件のもと、自費で検査を実施した障害者支援施設等」に対する助成の取扱いは、以下のとおりとする。

1 対象要件

以下の（1）及び（2）の要件に該当する場合。

- (1) 近隣自治体や近隣施設等で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生している、又は感染拡大地域に所在している障害者支援施設等
- (2) 保健所、発熱等受診・相談センター又は医療機関に行政検査としての検査を依頼したが対象にならないと判断され、障害者支援施設等の判断で実施した自費検査

2 自費検査対象者

以下の（1）から（2）など、新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる者。

- (1) 感染者と接触があった者と同居する職員
- (2) 面会後、面会に来た家族等が感染者又は感染者と接触があった者であることが判明した入所（居）者

3 上限額

一人1回当たりの補助上限額は2万円を限度とする。ただし、別表第3に規定する基準単価の範囲内とする。

4 その他

- (1) 個別の職員や利用者の状況や事情を考慮していない、障害者支援施設等の判断で実施される定期的な検査や一斉検査は対象外とする。
- (2) 保健所、発熱等受診・相談センター又は医療機関に行政検査としての検査を依頼したが、対象外と判断されたことについて、障害者支援施設等において理由書を作成し、提出すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染者が確認された場合には、その後の検査は行政検査で行われることから、本事業の対象とはならない。

別添2（第7条関係）

尼崎市障害福祉サービス等確保支援事業実施要綱第7条に掲げる別表第3に規定する個別協議について、以下のとおりとする。

1 個別協議の対象要件

(1) サービス等の継続支援事業

実施要綱第5条第1号のアからウのいずれかに該当し、以下のいずれかに該当する場合。

- ア 集団感染が発生（同時期に同事業所又は施設で複数の感染者や感染者と接触があった者が発生）した事業所及び施設
- イ アには該当しないが、感染者が複数回にわたり発生した事業所及び施設
- ウ その他の事業所及び施設（ア、イ以外の特別な事業がある場合に限る。）

(2) サービス等の継続に係る協力支援事業

実施要綱第5条第2号に該当し、以下のいずれか又はいずれにも該当する場合。

- ア 感染者等が発生した事業所から利用者の受入れをした事業所及び施設
- イ 感染者等が発生した事業所への職員の応援派遣をした事業所及び施設

2 個別協議により認める事業所への助成額の上限

原則として、実施要綱に定める基準単価に2を乗じた額を上限とする。